

県人事委員会判定(日々研修問題)に対する中央執行委員会見解

県教育委員会は、2012年3月30日、県立学校長に対し定時制高校における課業期間中の自宅での研修(以下、日々研修)は承認しないとの通知(「教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修の承認について」)を出しました。この結果、すべての県立定時制高校において自宅での日々研修の申請が不承認とされ、多くの組合員が自主的な研修の機会を奪われました。高教組は、研修権への重大な侵害にあたるとして2013年7月30日、2名の組合員を代表とし、県人事委員会に対し勤務条件に関する措置要求を行いました。

県人事委員会は、2014年11月5日、同措置要求に対する判定結果を明らかにしました。ここに、同判定に対する高教組中央執行委員会としての見解と今後の取り組みの基本方針を明らかにするものです。

1 高教組は、県人事委員会に対し何を求めたのか

高教組が、県人事委員会に対して措置要求した主な事項は下記の4点です。

県教委通知は、自宅での日々研修を一律に不承認とするとしており、教職員の研修権を認めた教育公務員特例法第22条第2項に違反しており違法、無効である。

県教委通知は、県の文書管理規定及び決済規定に違反しており違法、無効である。

県教委通知は、自主的な研修に対する承認不承認を判断するにあたって有している校長の裁量権を侵害しており違法、無効である。

県教委通知を理由に、校長が研修計画書を受理せず内容検討も行うことなく不承認としたことは違法、無効である。

2 県人事委員会の判定内容

措置要求に対する県人事委員会の判定内容のポイントは下記の通りです。

通知は、「一般的な指針」であり一律に不承認を求めているものではない。ただし、校長が考慮すべき事情の一つとして「課業期間中における自宅研修が保護者や地域住民にどのような誤解を与えるか」を含めることに問題はない。

教職員課長が教職員の研修についての一般的な指針の通知を専決、発出していることに問題はない。文書管理規定及び決済規定の規定上違法とまでいえる点も見当たらない。

通知は、課業期間中の自宅研修が社会通念上適切でない場合には研修を承認すべきでない旨の一般的な指針であり、自宅研修を一切認めないよう校長の判断を拘束しているのではないから違法ではない。

校長が、研修承認申請(研修計画書)を受理(收受)せず返却していることは「本属長の対応として問題があったと言わざるを得ない」とし、「貴校に在籍する教員が提出する教育公務員特例法第22条2項の規定に基づく研修計画書を受理すること」を勧告。

研修計画書を受理していないにもかかわらず、その内容をいかに校長は知り不承認としたのかという点については、「書き込みが出来るほど手元にあったことから」、また「A4一枚の簡易な内容」であったから両校長は「授業及び校務運営に支障がないか、研修内容は適当か、研修実施態様は適切かどうか等を勘案して承認の可否を判断していたと考えることは十分可能である」と判定した。

3 杜撰・稚拙な県教委通知が生み出した荒唐無稽な人事委員会判定

県教委通知は、一読すれば明らかなように行政文書の体をなさない杜撰・稚拙なもので

す。このような通知を違法、無効とし撤回勧告を行わなかった県人事委員会の判定はとうてい容認できません。また、その良識が厳しく問われるものです。

また、県人事委員会が、杜撰・稚拙な県教委通知を是認するために取った手法は以下の通り荒唐無稽としか表現のしようがないものです。

県教委通知を「一般的な指針」にすぎないと再定義し、すなわち「一般的な指針」であると強弁することで杜撰・稚拙な県教委通知の本当の目的を事実上否定したのです。研修を自宅で行うかどうかは「校長が考慮すべき事情の一つ」にすぎないとし、県教委通知の核心部分を事実上骨抜きにしまったことはその象徴的な現れです。

県教委通知を骨抜きにただけではありません。校長が日々研修を承認すべきかどうかの基準を「授業及び校務運営に支障がないか、研修内容は適当か、研修実施態様は適切かどうか等を勘案して承認の可否を判断」すべきと明示し、事実上、県人事委員会が県教委に成り代わって「あるべき県教委通知」の骨格を自ら示してみせたのです。

県教委通知を事実上否定しておいて、県教委が本当に出したかったのは県人事委員会が示した「あるべき県教委通知」であったはずであると想像できる、または考えられるから県教委通知は違法、無効ではないという驚くべき筋書きを作りあげたのです。このような手法を使ってまで県教委通知を弁護することは荒唐無稽としか表現しようがありません。逆に、このことは、県教委通知がいかに杜撰・稚拙で手の施しようのない代物であったかを県人事委員会が自らが認めたに等しいものといえます。

県人事委員会が自ら「あるべき県教委通知」を提示し、事実上、県教委通知は不十分ではあるがあくまで「一般的な指針」であるとあくまで強弁したため、いかなる手法、言説を使っても県教委を弁護できなくなった問題があります。それは、校長が研修計画書を見ないまま不承認とした点です。日々研修の承認不承認は校長の専決事項ですから人事委員会がいうように県教委通知が「一般的な指針」であるならば、校長は「授業及び校務運営に支障がないか、研修内容は適当か、研修実施態様は適切かどうか等を勘案して承認の可否を判断」し不承認とする手続きが必須となりこれを怠れば違法、無効と判定せざるを得なくなります。困り果てた県人事委員会はこの部分についてはこれまた奇想天外な県教委の主張をそのまま採用せざるを得なかったのです。具体的には、提出された研修計画書が「書き込みが出来るほど手元にあったことから」、また「A4一枚の簡易な内容」だったから検討できた、すなわち「受理はしていないが検討した」とする驚くべき判定を行ったのです。さらに、今後予想される校長への教職員の厳しい追及からの逃げ道として「必ずしも校長が不承認とした理由や検討内容を具体的に説明する必要はないというべきである」と判定書に書き込むという重大な誤りを犯したのです。

4 県人事委員会判定への対応と今後の取り組みの基本方針

県人事委員会判定の結論は、とうてい容認できないものです。しかしながら、その内容は、県教委通知は「一般的な指針」にすぎないとし、校長が日々研修を承認するか否かの新たな基準を提示し、同基準の裏づけとして最高裁判決等を明示するなど事実上県教委通知を否定し、新たに基準とすべき具体的内容を示したといえます。私たちの取り組みは、今後、「自宅での研修」という理由のみで研修を不承認としたり、ましてや研修計画書を不受理とすれば違法、無効の判定を出さざるを得ない立場に県人事委員会を立たせたといえます。

以上を踏まえ、日々研修問題は、県人事委員会判定の積極面を生かした各分会での取り組み、そして県教委交渉によって要求実現を図っていくこととします。また、今回の県人事委員会判定は全日制高校での研修権確立にも活用できる貴重な成果を含むものであり、全定一体の研修権確立の取り組みを進めます。また、県教委及び校長が県人事委員会判定を無視し続けるのであれば裁判闘争へと発展させます。

最後に、日々研修問題解決のために奮闘していただいた定通部を中心とした多くの組合員のみなさん、そして弁護団のみなさんに感謝申し上げ県人事委員会判定(日々研修問題)に対する中央執行委員会見解とします。